

定 款

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

目 次

第1章	総	則（第1条～第4条）	1
第2章	会	員（第5条～第11条）	2
第3章	役	員（第12条～第17条）	3
第4章	総	会（第18条～第27条）	5
第5章	理事会	（第28条～第33条）	6
第6章	部	会（第34条～第35条）	7
第7章	専門委員会	（第36条）	8
第8章	財産及び会計	（第37条～第44条）	8
第9章	定款の変更及び解散	（第45条～第47条）	9
第10章	事務局	（第48条～第49条）	10
第11章	補	則（第50条）	10
附	則		10

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門1丁目19番9号に置く。

(目的)

第3条 本会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（以下「景品表示法」という。）第10条第1項の規定に基づいて認定を受けた「家庭電気製品の表示に関する公正競争規約」（昭和53年公正取引委員会告示第30号）（以下「表示公正競争規約」という。）及び「家庭電気製品製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（昭和54年公正取引委員会告示第7号）（以下「景品公正競争規約」という。）並びに「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」（昭和59年公正取引委員会告示第13号）（以下「小売公正競争規約」といい、表示公正競争規約、景品公正競争規約及び小売公正競争規約を総称して単に「公正競争規約」という。）を円滑かつ効果的に運用することにより、公正な取引の促進を図り、もって業界の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公正競争規約の周知徹底に関すること。
- (2) 公正競争規約に関する相談及びこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。
- (3) 公正競争規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) 公正競争規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及び違反した者に対する措置に関すること。
- (5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。
- (7) 公正取引について研究すること。
- (8) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。

- (9) 本会事業の推進に必要な出版物の刊行及び公正競争規約の運用に関する消費者との懇談会の開催。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した事業者又は事業者団体
- (2) 特別会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は事業者若しくは事業者団体

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 理事会は、前項の規定による承認をする場合、不当に加入を拒否してはならない。
- 4 正会員及び特別会員（以下両会員を単に「会員」という。）は、製造業部会又は小売業部会のいずれかに所属するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、前項により退会しようとするときは、本会に納付すべき会費、負担金、その他の経費のうち未納のものを完納しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 表示公正競争規約第15条若しくは景品公正競争規約第6条又は小売公正競争規約第13条の規定による調査に協力しないとき。

(3) 表示公正競争規約第16条若しくは景品公正競争規約第7条又は小売公正競争規約第14条の規定による警告に従わないとき。

(4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 30人以上40人以内

監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員又は学識経験者の中から選任する。

2 理事は互選により、会長、副会長及び専務理事を選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は内閣総理大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を防げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、総会の開催日の7日前までに、その旨を書面で通知し、かつ、総会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総 会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 解散した場合の残余財産の処分
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任、解任、職務及び報酬
- (7) 入会金、会費の額
- (8) 長期借入金又は権利の放棄、義務の負担
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の開催日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の開催日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 部 会

(構成)

第34条 本会の事業を円滑かつ適切に執行するため、製造業部会及び小売業部会(以下兩部会を単に「部会」という。)を設置し、各々の部会に属する理事及び学識経験者をもって構成する。

- 2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(権能)

第35条 部会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項のうち、部会に関する事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない部会の会務の執行に関する事項

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第36条 部会の会務、事務等の円滑な運営上必要あるときは、部会の議決を経て、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、部会の議決を経て、別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の承認を得て解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、内閣総理大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次の掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第11章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成5年4月30日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年4月30日までとする。